

# 美山支所からのお知らせ

## 農業所得申告は『収支計算』で！ 収支内訳書作成(記帳)相談会を開催します

農業所得の申告が平成18年産より、実際の収入金額から必要経費を差し引く収支計算に統一されます。収支内訳書の書き方について下記のとおり相談会を行いますので、ご参加ください。

● 原則、収支計算による申告が必要ですが、次の場合は収支内訳書を提出しなくても差し支えありません。

- ① 収支計算の結果、所得金額が黒字とならない場合
- ② 家事消費、親戚等への配布(繰故米)のみの場合

※ 農業所得が赤字の場合は、収支内訳書の提出だけでなく、税務署または市役所へ申告することにより、他の所得と損益通算できる場合があります。

地区名	開催日	開催時間	開催場所
宮島	1月19日(金)	10:00~12:00	南丹市美山支所1階会議室
		13:00~16:00	
知井	1月23日(火)	13:30~16:00	知井会館
平屋	1月24日(水)	13:30~16:00	高齢者コミュニティセンター
鶴ヶ岡	1月25日(木)	13:30~16:00	林業者等健康管理センター
大野	1月26日(金)	13:30~16:00	大野振興会

※ ご都合のよい開催日にご参加ください。

●持ち物 収支内訳書用紙(南丹市提出用)・・・区長さんより配布済みのもの(3枚組)  
収入・支出のわかる書類・電卓・筆記用具・印鑑など

●上記の相談日にご都合が悪い場合は、南丹市美山支所地域総務課税政係までお越しください。

●作成した収支内訳書の提出方法

- ① 上記記帳相談会で提出
- ② 郵送により美山支所へ提出
- ③ 直接美山支所へ提出

●提出期限 2月2日(金) 必着

※ ご注意

- ① 所得税の確定申告をされる方は、税務署か美山支所に確定申告書を提出する時一緒に提出してください。(税務署用の収支内訳書記載のこと)
- ② 住民税の申告をされる方は、美山支所に住民税申告書を提出する時一緒に提出してください。

### ☆ 収支内訳書作成の際、参考にしてください。

Q1. 家事消費米の価格はどうすればいいの？

A1. 農協への出荷価格等を参考にしてください。農協機関紙(ばあとなあ〜9月号)参照。例えば、1等のコシヒカリ 6,500円/30kg、キヌヒカリ 5,750円/30kg

Q2. 出荷せず、親戚へ安価で販売している他は、飯米のみである。この場合は申告しなくてもいいの？

A2. 相手が親戚でも販売している場合は申告が必要です。また安価で販売していても、通常他に販売する価額(農協出荷価格等)で計上する必要があります。

Q3. 全てを農協に出荷して、食べる分は他から購入している場合はどのように計上するの？

A3. 農協に出荷した分は収入になり、購入した分は収入にも経費にも含められません。

Q4. 人に作業のお手伝いをお願いして、その見返りとして、現金や米でなく、飲み屋でご馳走したり、酒をふるまったりしているが、これも経費に計上できるの？

A4. 飲食代は、農業の遂行上必要な経費とは認められないものと思われます。なお、雇人費として現金や保有米で支払う分については必要経費に計上できます。

Q5. 水稲苗について、自家栽培したものについては、どのように経費であげるの？

A5. 実際苗を作る際に掛かった経費(肥料・水道光熱費等)を計上します。ただし、収入面でも家事消費などの中に計上してください。もしくは、収入面でも計上せず、経費でも計上しないでください。

Q6. 軽トラック等の燃料費や車検代、任意保険料等についての計算方法はどうか？

A6. 使用割合で算出してください。農業以外に使用することがある場合は、あくまでも農業に使用した割合のみが必要経費の対象となります。

Q7. 固定資産税(農地)に係る分の計算方法。南丹市からの固定資産の表はもらっているが、宅地・農地合計の課税なので、農地分のみの計算方法はどうか？

A7. 課税明細書には1筆ごとの課税標準額が記載されているので、旧町ごとの税率(美山:1.6%)を乗じて農地分のみ計算してください。

Q8. 共同で購入する農機具が10万円を超える場合であっても、各農家負担分が10万円未満であれば必要経費(農具費)としてもよいの？

A8. 個々の農家の負担分がいくらであっても、農機具本体の価格が10万円を超える場合は償却資産として計上する必要があります。

Q9. 申告の際、領収書などは提出しなくてはいけないの？

A9. 収支内訳書の提出は必要ですが、領収書などは添付する必要はありません。お手元に5年間は保管してください。

Q10. 農業用に使用していたビニールハウスの解体費用については、経費にできるの？

A10. 経費にすることができます。

Q11. 無人精米機は領収書や明細が出てこないが、どのように経費計上するの？

A11. 無人精米機での精米は出荷でなく自家消費分なので、経費計上できません。

Q12. 田を購入して農業を始めたが、その購入費用は経費として計上できるの？

A12. 田の購入費用については経費計上できませんが、不動産取得税、固定資産税は経費計上できます。

◇問合せ先 税務課市民税係 TEL) 68-0004  
美山支所地域総務課税政係 TEL) 68-0040

## 『遊びの広場』(冬季クラス)の開催について

前回の「お知らせ なんとん」でご案内していました、『遊びの広場』がいよいよ始まります。お外は寒ーい北風が吹いているけれど、暖かくして出ておいで！みんなと一緒に遊ぼうよ！

対象：1歳以上で保育所入所前の子とその保護者

日程：1月24日(水)、2月20日(火)、3月23日(金)

時間：午前10時から午前11時30分(受付：午前9時50分から)

場所：南丹市美山保健センター

持ち物：お着替え、タオル、お茶など

お約束：お家からおもちゃやおやつは持ってこないでね。

※ 申し込みは不要です。当日午前9時50分から午前10時の間に保健センターにお集まりください。

◇問合せ先 美山支所健康福祉課保健福祉係 TEL) 68-0041